

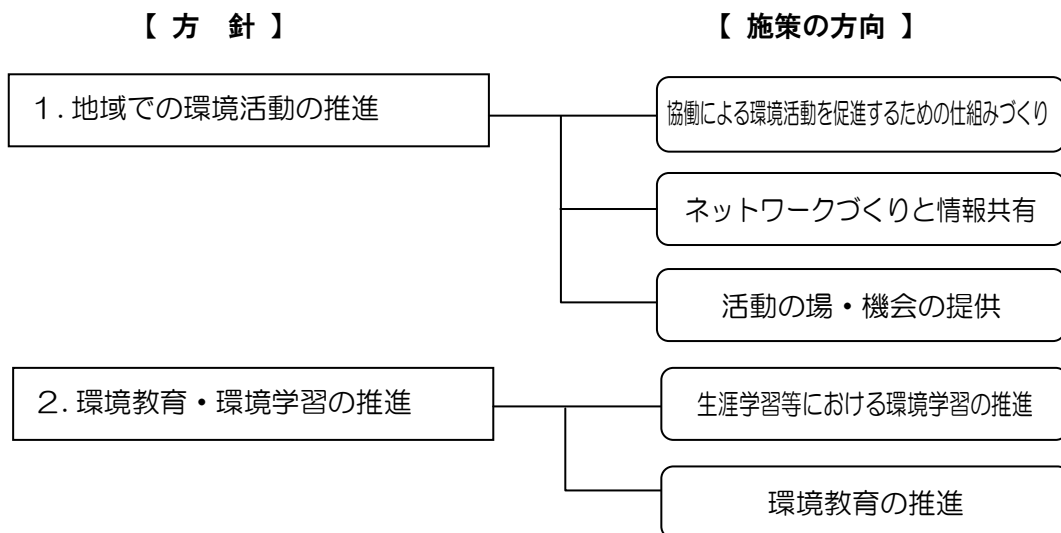
5 環境活動分野 –みんなが環境への思いやりを持ち環境活動に参加するまち–

(1) 施策の方針

自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の各分野の取組のためには、市、市民、事業者といった各主体が自主的・積極的に行動するとともに、連携し協力しながら、地域での活動を展開していくことが欠かせません。

そこで、市民一人ひとりが環境や持続可能な社会に関心を持ち、日常生活や事業活動との関わりを理解し、さらに行動を実践できるよう、世代ごと、立場ごとに応じた環境教育や環境学習を進めます。

また、地域の環境活動を市、市民、事業者の三者協働により展開していくために、ネットワークづくりや情報共有、活動の場と機会の提供、仕組みづくりを進めます。



ゴミゼロ運動

(2) 関連指標・目標

方針1：地域での環境活動の推進

ア 施策

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり

5-1-1 県の環境アドバイザー等との連携【環境リサイクル課】

- ・埼玉県による環境アドバイザー※、環境教育アシスタント※、環境学習応援隊※（企業）制度と連携し、協働の担い手づくりと環境学習の充実を図ります。

5-1-2 協働の担い手づくり【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO※団体等と協働し、環境活動の担い手となる人材を育成します。

②ネットワークづくりと情報共有

5-1-3 広報やしおの発行（環境に関する情報提供）【秘書広報課】

- ・毎月1回発行している広報を通じて、環境情報を広く市民に提供していきます。

5-1-4 ホームページの維持管理（環境に関する情報提供）【秘書広報課】

- ・市のホームページを通じて、環境情報を広く市民に提供していきます。

5-1-5 NPO活動団体の交流促進【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体との情報交流の機会と場を提供します。

5-1-6 図書館での情報提供【社会教育課】

- ・図書館では、環境に関する情報提供コーナーを設けます。また、科学遊びやリサイクル工作などのイベントを実施します。

5-1-7 コミュニティの仕組みづくり【市民協働推進課】

- ・町会自治会など、地域での環境活動をきっかけとしたコミュニティづくり、各種ボランティア団体との交流・連携を深めます。

③活動の場・機会の提供

5-1-8 地域での環境活動の場・機会の提供【環境リサイクル課】

- ・環境月間におけるロビー展示や消費生活展、環境推進大会など、環境活動の機会の提供とNPO等の民間団体同士の情報交換の場として、環境に関するイベントを企画し実施します。

5-1-9 ゆまにて利用者によるゆまにて祭の実施【商工観光課】

- ・地域におけるゆまにて利用者によるゆまにて祭を通して、環境活動の場と機会の提供を行います。

5-1-10 環境推進大会の開催【環境リサイクル課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体との情報交流の場と機会の提供の一つとして、また、環境活動の事例発表及びやしお環境賞の授与などを行う環境推進大会を開催します。

5-1-11 ビオトープの保全活動【環境リサイクル課、関係課】

- ・大曾根ビオトープの維持管理を市民団体と協働で行うとともに、中川等の河川敷の生息・生育空間を保全します。（再掲 1-2-2）

5-1-12 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の運営・管理の支援【商工観光課】

- ・運営・管理する団体等の活動を支援します。

5-1-13 緑と花いっぱい運動の推進（再掲 1-1-2）【公園みどり課】

- ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、必要な支援を行うとともに、市が推奨する草花のコスモス、チューリップ、パンジー、マリーゴールド、マーガレットの普及啓発に努めます。

5-1-14 景観まちづくりの推進（再掲 3-2-2）【都市計画課、公共施設管理者】

- ・地域の特性を活かした八潮らしい街並みの形成に向けた取組を推進するとともに、市民等の自発的な景観まちづくりを促進するため、市民等の活動を支援します。
- ・屋外広告物の適正な誘導に向け、電光式屋外広告物への対応等新たな課題への対応を進めます。
- ・緑のうるおいあふれる街並みを形成していくため、「八潮市景観計画」や「やしお家づくりデザインマナーブック」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間の創出を図り、良好な住宅地等を誘導します。

5-1-15 ボランティア活動の育成・支援【市民協働推進課】

- ・地域での環境活動を行う団体の活動を支援するため、講座やセミナーの開催、ボランティア団体の交流や情報交換の機会の場を提供します。

イ 市民・事業者の取組

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動に関する指導者養成講座等を受講し、地域での協働の担い手になりましょう。 ・ 地域で環境活動を行う仲間を増やし、育成しましょう。 ・ 市の各種委員会、審議会などに参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で環境活動を行う人材を支援しましょう。
②ネットワークづくりと情報共有	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動を行う市民団体等に参加したり、活動に協力したりしましょう。 ・ 環境問題に関する行政の情報提供を活用し、環境への理解を深め、周りの人へ広めましょう。 ・ 自分たちが取り組んでいる環境活動を発表し、情報提供しましょう。 ・ 市民参加型の環境調査イベントなどに参加しましょう。 ・ 自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動を行う市民団体等の活動に協力しましょう。 ・ 情報交換会等へ参加・協力しましょう。 ・ 自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。
③活動の場・機会の提供	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での環境活動に参加しましょう。 ・ 活動の仲間を増やしましょう。 ・ 他の活動団体との交流を図りましょう。 ・ 環境推進大会に参加・協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や市民が行う環境活動に協力しましょう。 ・ 環境推進大会に参加・協力しましょう。

■用語解説

※環境アドバイザー

地域における自主的な環境保全活動を支援するために、埼玉県が設けた制度。原則として30人以上の参加が見込まれる環境問題に関する講演会・研修会などに、主催者からの申請に基づいて、県があらかじめ委嘱した講師(環境アドバイザー)を派遣する。派遣に要する費用は県が負担する。

※環境教育アシスタント

学校や子どもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人(環境教育アシスタント)を派遣する埼玉県の制度。派遣に要する費用は県が負担する。

※環境学習応援隊

企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う埼玉県の制度。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。

※NPO

Non Profit Organizationの略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。



小学生環境ポスター 山田 知香子 さん

方針2：環境教育・環境学習の推進

ア 施策

①生涯学習等における環境学習の推進

5-2-1 出前講座等の実施【市民協働推進課、環境リサイクル課】

- ・環境保全等に関する出前講座メニューの充実を図るとともに、地域での出前講座の活用を図るよう、積極的にPRを行います。
- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体と協働し、市民に広く環境学習を行う機会の提供に努めます。
- ・こどもエコクラブ*の普及に努めます。

5-2-2 市民大学・大学院の運営【社会教育課】

- ・市民大学、市民大学大学院、インターネットによる市民アカデミーなどを通じて、市民の環境学習を支援します。

5-2-3 環境月間におけるロビー展示【環境リサイクル課】

- ・環境月間では、環境に関する啓発活動として、ロビーにおいて情報等の展示を行います。

5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実（再掲 3-2-4）【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財の和井田家住宅をはじめとする有形、無形の文化遺産を次世代に継承するため、体験講座、市史講座、古文書講座、地図講座など、多彩な講座を開催します。

5-2-5 消費生活展の開催【商工観光課】

- ・消費生活展において、環境活動を行う消費者団体に、活動や発表の場を提供するとともに、市民に啓発を行います。

②環境教育の推進

5-2-6 キッズISOの推進（再掲 4-4-2）【保育課】

- ・保育所では、子どもたちが環境への取組を体験するプログラム「キッズISO」を実施し、幼児期からの環境教育を進めます。

5-2-7 学校における環境教育の推進【指導課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し、子どもたちの郷土学習を行います。また、各教科の授業や特別活動、ふるさと科、委員会活動などを通じて、環境教育を行います。

5-2-8 食育の推進【健康増進課、保育課、学務課】

- ・「食」に関する事業を通して、関係機関と連携しながら市民への啓発を行います。
- ・小中学校等において、各教科の領域や特別活動を行うことにより、食育を行います。

イ 市民・事業者の取組

①生涯学習等における環境学習の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 身近な環境や地球環境について、家族で子どもとともに関心をもったり、考えてみたりして、理解を深めましょう。 出前講座を利用するなど、地域で協力して環境学習を行いましょ。 環境学習に参加し、都市生活型公害、ごみ問題等の身近な環境問題や地球環境問題について理解を深めましょう。 地域での環境学習の際には、埼玉県環境アドバイザー制度を活用しましょう。 子どもたちは、「こどもエコクラブ」の活動に積極的に参加・協力しましょう。 環境に関するイベントに参加しましょう。 情報交換会等へ参加・協力しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 社内での環境情報の提供、環境に関する研修などを行いましょ。 地域での環境教育や環境学習のための活動に協力しましょう。 環境学習の実施に協力しましょう。 県の環境アドバイザー制度を活用しましょう。 「こどもエコクラブ」の活動に協力しましょう。 環境コミュニケーションに取り組みましょ
②環境教育の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> キッズISOの取組にチャレンジし、環境について学びましょ。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 学校での環境教育に協力ましょ。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
出前講座等の実施	環境に関する講座等の実施回数	1回/年	H26	12回/年	H37	○	○	○
文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	23回/年	H26	23回/年	継続			○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

■用語解説

※こどもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。